

令和 8 年度 川崎港コンテナ貨物補助制度

川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度

Q&A

令和 8 年 4 月

川崎市港湾局経営企画課

◆目次◆

1 補助対象事業・要件について

(1) 共通事項

- Q1 1つの申請事業が、複数の補助事業の利用条件に該当する場合、同時に複数の補助事業の対象とすることはできるか。…………… 5
- Q2 事業開始から新規事業と継続事業で合わせて3年間補助金の交付を受けた場合、それ以降は補助金を申請することはできないのか。…………… 5
- Q3 令和8年度以降の請求書への押印は不要か。…………… 5

(2) 事業者（荷主、フォワーダー、ドレージ会社等）向け事業

(新規事業)

- Q4 どのようなケースが新規事業に該当するか。…………… 5
- Q5 過去に川崎港を利用し補助金の交付を受けていたが、他港利用に転換した。川崎港利用を再開する場合は新規事業に該当するか。…………… 5
- Q6 当初はフォワーダー名義で申請し、その後荷主名義で申請した場合、新規事業に該当するか。… 5
- Q7 10月1日に新規事業を開始した場合、いつまでが新規事業の補助対象期間となるのか。…… 6
- Q8 「直近3か年以内に補助金交付を受けた貨物がない事業」とは具体的にどのような事業か。…… 6

(継続事業)

- Q9 どのようなケースが継続事業に該当するか。…………… 6

(アジア貿易促進事業)

- Q10 「申請事業者の当該年度の取扱貨物の総量が500FEU以上であること、又は輸出総量が250FEU以上であること」が適用されるのはどのようなケースか。…………… 6
- Q11 市内中小企業を対象とした「アジア貿易促進事業」と「川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度」における違いは。…………… 7

(リーファー貨物促進事業)

- Q12 新規事業、継続事業を経ずに、リーファー貨物促進事業から申請することは可能か。…………… 7
- Q13 リーファー貨物促進事業で申請したが、最終的に300FEUを上回ってしまった場合、上回った部分の貨物の取扱いはどうになるか。…………… 7

(コンテナラウンドユース促進事業)

- Q14 コンテナラウンドユースの定義は。…………… 7
- Q15 東京港（輸入）－川崎港（輸出）の場合はコンテナラウンドユース促進事業の対象になるか。 7
- Q16 コンテナラウンドユースの開始日、終了日はどのように判断するのか。…………… 7
- Q17 輸入コンテナがデバンされた後、インランドデポに仮置きされ、その後バンニングして川崎港に搬入された場合でもコンテナラウンドユース促進事業の対象になるか。…………… 7

Q18	年度（4月1日から翌年3月31日）をまたがるコンテナラウンドユースの取り扱いは。……………	7
Q19	どのような実績確認書類が必要か。……………	7

(トライアル事業)

Q20	新たな物流ルートとは何か。……………	8
Q21	ヒアリング等への協力とは具体的に何か。どのような資料が必要か。……………	8
Q22	1社あたりの金額や申請事業数に上限はあるのか。……………	8
Q23	新規事業やリーファー貨物促進事業など、他のコンテナ補助事業と併用することはできるのか。…	8
Q24	トライアル事業終了後、新規事業の申請をすることはできるのか。その場合、どのコンテナからが新規事業の補助対象となるのか。……………	8

(3) 船社向け事業

(新規航路開設事業)

Q25	どのような事業が新規航路開設事業に該当するか。……………	8
Q26	過去に川崎港に寄港していた航路が復活した場合は対象になるか。……………	8
Q27	令和8年度から追加された「航路開設後1年以内の休止等に伴う当該年度の補助対象外」の利用条件とは何か。……………	9

(航路改編事業)

Q28	どのような事業が航路改編事業に該当するか。……………	9
Q29	航路改編事業の補助対象となる貨物は。……………	9

(増加事業)

Q30	どのような事業が増加事業に該当するか。……………	9
Q31	増加事業の補助対象となる貨物は。……………	9

(4) 中小事業者向け事業

(川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度)

Q32	市内に本社があることの確認方法は。……………	9
Q33	新規事業や継続事業など、川崎港コンテナ貨物補助制度との併用は可能か。……………	9

2 申請者について

Q34	貨物の法的所有権を有する者、貨物の輸送を依頼する者とは、どのような会社を想定しているのか。……………	10
Q35	複数の補助対象者が共同で申請することは可能か。……………	10

3 補助金の申請・交付決定について

Q36	申請書はどのように提出すればよいか。……………	10
-----	-------------------------	----

Q37	申請書への押印は必要か。……………	10
Q38	申請をすれば必ず交付決定が受けられるのか。……………	10

4 輸送実績の報告・補助金の額の確定について

Q39	川崎港利用実績証明に必要な提出書類は。……………	11
Q40	当初の事業計画と実績（結果）が乖離した場合は。また、当初の事業計画より実績が増加した場合又は減少した場合の手続きは。……………	11

5 その他

Q41	万一、申請内容に不正があった場合はどうなるか。……………	12
Q42	補助制度は来年度以降も実施するか。……………	12
Q43	補助実績について公表するのか。……………	12

◆Q&A◆

1 補助対象事業・要件について

(1) 共通事項

Q1 1つの申請事業が、複数の補助事業の利用条件に該当する場合、同時に複数の補助事業の対象とすることはできるか。

A1 同時に複数の補助事業の対象とすることはできません。

【例1】新規事業、継続事業、アジア貿易促進事業又はトライアル事業の補助対象貨物がリーファー貨物であった場合、同時にリーファー貨物促進事業の補助対象貨物とすることはできません。

【例2】新規航路開設事業又は航路改編事業の補助対象貨物を、増加事業の補助対象貨物とすることはできません。

Q2 事業開始から新規事業と継続事業で合わせて3年間補助金の交付を受けた場合、それ以降は補助金を申請することはできないのか。

A2 新規事業を開始した日から3年を経過したあとは、利用条件を満たせばリーファー貨物促進事業やアジア貿易促進事業で補助金の交付を受けることができます。

また、直近3か年以内に補助金交付を受けた貨物がない事業は、1回に限り新規事業に御申請いただくことができます。

Q3 令和8年度以降の請求書への押印は不要か。

A3 請求日が令和8年4月1日以降の請求書から押印は不要になります。

(2) 事業者（荷主、フォワーダー、ドレージ会社等）向け事業

（新規事業）

Q4 どのようなケースが新規事業に該当するか。

A4 次のようなケースが該当します。

【例1】これまで他港を利用していたが、倉庫が川崎にあるため川崎港利用に転換する場合。

【例2】仕出地が新たに増える場合。（上海港からの輸入の他に、ハイフォン港からの荷も川崎港を利用する場合、上海、ハイフォンそれぞれで事業申請することが可能）

Q5 過去に川崎港を利用し補助金の交付を受けていたが、他港利用に転換した。川崎港利用を再開する場合は新規事業に該当するか。

A5 直近3か年以内に補助金交付を受けた貨物がない事業については、1回に限り新規事業に御申請いただくことができます。

Q6 当初はフォワーダー名義で申請し、その後荷主名義で申請した場合、新規事業に該当するか。

A6 新規事業には該当しません。荷主や事業の中身は変わらず、申請名義が変わっただけでは、新たな事業を開始したことにはなりません。

Q7 10月1日に新規事業を開始した場合、いつまでが新規事業の補助対象期間となるのか。

A7 新規事業の補助対象期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとなります。10月1日が事業開始日の場合は、10月1日から翌年3月31日までの半年間が新規事業としての補助対象期間となります。

Q8 「直近3か年以内に補助金交付を受けた貨物がない事業」とは具体的にどのような事業か。

A8 既に補助金交付実績がある事業で、補助対象となった貨物が直近3か年以内（月単位）にない事業が該当します。

【例1】平成31年4月1日～令和2年3月31日（新規事業）

令和2年4月1日～令和4年3月31日（継続事業）

上記の補助金交付実績がある事業の場合

⇒令和7年4月1日以降の取扱い貨物について、新規事業への申請が可能。

【例2】令和元年5月15日～令和2年3月31日（新規事業）

令和2年4月1日～令和4年5月14日（継続事業）

上記の補助金交付実績がある事業の場合

⇒令和7年6月1日以降の取扱い貨物について、新規事業への申請が可能。

（継続事業）

Q9 どのようなケースが継続事業に該当するか。

A9 新規事業として補助金交付の決定を受けた事業の2年度目から、事業開始後3年が経過するまでの事業が該当します。

【例】令和6年10月1日から令和7年3月31日まで、新規事業として補助金交付の決定を受けた事業の場合、令和7年4月1日から令和9年9月30日までが継続事業の補助対象期間となります。ただし、各年度ごとに申請が必要です。

（アジア貿易促進事業）

Q10 「申請事業者の当該年度の取扱貨物の総量が500FEU以上であること、又は輸出総量が250FEU以上であること」が適用されるのはどのようなケースか。

A10 次のようなケースが該当します。

【例1】輸出、輸入を問わず、ひとつの事業で当該年度の川崎港利用実績が500FEU以上の場合。

【例2】補助申請の有無及び輸出、輸入を問わず、複数の事業の当該年度の川崎港利用実績の合計が500FEU以上の場合。

【例3】輸出事業で、当該年度の川崎港利用実績が250FEU以上の場合。

Q11 市内中小企業を対象とした「アジア貿易促進事業」と「川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度」における違いは。

A11 本社が川崎市にある中小企業事業者は、「アジア貿易促進事業」と「川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度」のどちらかを選択し、ご利用いただくことができます。本社が川崎市にない中小企業事業者は、「アジア貿易促進事業」のみをご利用いただくことができます。

(リーファー貨物促進事業)

Q12 新規事業、継続事業を経ずに、リーファー貨物促進事業から申請することは可能か。

A12 可能です。ただし、1事業あたりの補助対象貨物上限が300FEUのため、当該年度の貨物量が300FEUを超える可能性がある場合は、新規事業のご利用をお勧めします。

Q13 リーファー貨物促進事業で申請したが、最終的に300FEUを上回ってしまった場合、上回った部分の貨物の取扱いはどうになるか。

A13 上限を超える部分は補助対象外となります。

(コンテナラウンドユース促進事業)

Q14 コンテナラウンドユースの定義は。

A14 川崎港を基点とした実入りコンテナの往復輸送です。

Q15 東京港（輸入）－川崎港（輸出）の場合はコンテナラウンドユース促進事業の対象になるか。

A15 補助対象外となります。川崎港で輸入・輸出されるコンテナが対象です。

Q16 コンテナラウンドユースの開始日、終了日はどのように判断するのか。

A16 開始日は輸入コンテナが川崎港コンテナターミナルから搬出された日、終了日は輸出コンテナが川崎港コンテナターミナルに搬入された日とします。

Q17 輸入コンテナがデバンされた後、インランドデポに仮置きされ、その後バンニングして川崎港に搬入された場合でもコンテナラウンドユース促進事業の対象になるか。

A17 対象になります。

この制度の目的は、川崎港コンテナターミナルのヤード内における空バンピック等によるトレーラーの出入りを減少させることが目的であるため、途中でインランドデポに仮置きされても構いません。

Q18 年度（4月1日から翌年3月31日）をまたがるコンテナラウンドユースの取扱いは。

A18 搬出日の属する年度の補助対象となります。

Q19 どのような実績確認書類が必要か。

A19 川崎港コンテナターミナルからの搬出日、川崎港コンテナターミナルへの搬入日が書類上確認できるものがが必要です。

【例】搬出入票、ターミナルオペレーターが作成した搬出入等証明書類

(トライアル事業)

Q20 新たな物流ルートとは何か。

A20 原則は川崎港を初めて利用される場合の物流ルートを指します。ただし、川崎港の利用実績があった場合でも、新たな国・港と川崎港を結ぶ物流ルートであれば審査対象となります。

Q21 ヒアリング等への協力とは具体的に何か。どのような資料が必要か。

A21 川崎港を利用された際にどのようなメリット、デメリットがあったか、継続して川崎港を利用するにあたっての課題などについて、ヒアリングやアンケートへご協力いただくほか、他港とのコスト比較のため、次の経費がわかる資料（請求書、見積書、領収書等）の提出が必要です。

- ①国内輸送に要する経費（ドレージ代等）
- ②海上輸送に要する経費（海上運賃等）
- ③荷役業務に要する経費（ターミナルハンドリングチャージ、バンニング・デバンニング費用等）
- ④輸出入の手続きに要する経費（通関費用等）
- ⑤その他新たな物流ルートの構築に必要な諸経費に関する資料

Q22 1社あたりの金額や申請事業数に上限はあるのか。

A22 1事業者様あたりの上限額は、輸移出100万円、輸移入100万円、合計最大200万円となります。その範囲内であれば、複数ルートのトライアルを実施していただくことが可能です。

Q23 新規事業やリーファー貨物促進事業など、他のコンテナ補助事業と併用することはできるのか。

A23 1つのコンテナを同時に複数の補助事業の対象とすることはできません。ただし、トライアル事業の補助対象期間が終了した後については、継続して川崎港をご利用いただく場合で、補助要件を満たす場合には、引き続き新規事業へご申請いただくことが可能です。

Q24 トライアル事業終了後、新規事業の申請をすることはできるのか。その場合、どのコンテナからが新規事業の補助対象となるのか。

A24 トライアル事業終了後、引き続き川崎港を御利用いただく場合には、新規事業に御申請いただくことができます。その場合、新規事業の補助対象となるコンテナは、B/L単位で切り分ける形になります。

（あるB/Lをトライアル事業の対象とした場合、そのB/Lに記載のコンテナは新規事業の補助対象とはできず、その次以降のB/Lから新規事業の補助対象として申請いただくことが可能です。）

(3) 船社向け事業

(新規航路開設事業)

Q25 どのような事業が新規航路開設事業に該当するか。

A25 次のようなケースが該当します。

【例1】川崎港コンテナターミナルを初めて利用する船社が新たに定期航路を開設する場合

【例2】川崎港コンテナターミナルを既に利用している船社が新たな寄港地のみで構成される定期航路を開設する場合

Q26 過去に川崎港に寄港していた航路が復活した場合は対象になるか。

A26 対象になりません。

Q27 令和8年度から追加された「航路開設後1年以内の休止等に伴う当該年度の補助対象外」の利用条件とは何か。

A27 新規航路就航から1年以内に休止又は廃止が判明又は決定した場合は、判明又は決定した年度の分について補助対象外となります。

次のようなケースが該当します。

【例1】令和8年度中に新規航路就航し、当該年度中に休止又は廃止が判明又は決定した場合

【例2】令和8年度中に新規航路就航し、令和9年度に休止又は廃止が判明又は決定した場合

(航路改編事業)

Q28 どのような事業が航路改編事業に該当するか。

A28 川崎港コンテナターミナルを既に利用している船社が、航路改編等により新たな寄港地への寄港を開始する事業が該当します。

Q29 航路改編事業の補助対象となる貨物は。

A29 川崎港コンテナターミナルと国内外の新たな寄港地との間で輸出、輸入、移出又は移入された、実入りの海上コンテナが補助対象となります。

(増加事業)

Q30 どのような事業が増加事業に該当するか。

A30 前年度までに定期航路を開設しており、前年度よりも取扱貨物量が増加する事業が該当します。

Q31 増加事業の補助対象となる貨物は。

A31 前年度の取扱貨物量よりも増加した分の、実入りの海上コンテナが補助対象となります。

(4) 中小事業者向け事業

(川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度)

Q32 市内に本社があることの確認方法は。

A32 商業登記簿の写しをご提出いただき確認します。

Q33 新規事業や継続事業など、川崎港コンテナ貨物補助制度との併用は可能か。

A33 川崎港コンテナ貨物補助制度との併用はできません。

2 申請者について

Q34 貨物の法的所有権を有する者、貨物の輸送を依頼する者とは、どのような会社を想定しているのか。

A34 次のような会社を想定しています。

貨物の法的所有権を有する者…荷主（メーカー、商社等）

貨物の輸送を依頼する者…フォワーダー、NVOCC、乙仲等

Q35 複数の補助対象者が共同で申請することは可能か。

A35 可能です。ただし、市から補助金を各申請者へ分割して振り込むことはできません。振込先となる申請者以外の共同申請者からは、委任状を御提出いただきます。また、補助金の分配については共同申請者間において調整をしてください。

3 補助金の申請・交付決定について

Q36 申請書はどのように提出すればよいか。

A36 次の提出方法があります。

【1】港湾局港湾経営部経営企画課宛て郵送による提出

【2】オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）により提出

オンライン手続かわさきの利用方法については、市HPを御確認ください。

Q37 申請書への押印は必要か。

A37 申請手続きにより異なります。

【1】郵送により提出する場合

補助金交付決定申請書（第1号様式）の4枚目「誓約書」のみ、代表者の署名または代表者印の押印が必要です。

【2】オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）により提出する場合

電子署名により申請者の確認を行うため、代表者の署名または代表者印の押印は不要です。

※「誓約書」は、川崎市暴力団排除条例に基づき、川崎市が交付する補助金から暴力団等を排除するための措置として、提出いただく書類です。

Q38 申請をすれば必ず交付決定が受けられるのか。

A38 申請事業については、川崎港利用促進コンテナ貨物補助事業審査委員会の審査に付した上、適当と判断した場合には、補助金交付の決定をします。

4 輸送実績の報告・補助金の額の確定について

Q39 川崎港利用実績証明に必要な提出書類は。

A39 次のような書類を想定しております。詳細はお問合せください。

【1】基本的な実績証明書類

① 船荷証券（B/L）＋ 輸入（輸出）許可通知書

取扱を証明するために必要な事項が確認できるものであれば、船荷証券（B/L）以外のものを実績証明書類とすることも可能です（ハウス B/L、A/N、Sea Way bill など）。

（①以外の書類により確認する場合）

② 第三者証明

ターミナルオペレーターや船会社など、申請者以外で申請者の川崎港利用実績を証明できる者が作成した証明書類

③ 荷役、輸送に関する請求書

申請者（荷主、船会社等）の貨物の輸送や荷役を請け負った者から、申請者に対して出された請求書類が、実績証明書類となる場合があります。

【2】コンテナラウンドユース促進事業の場合

上記【1】の①～③のいずれかの実績証明書類に加え、川崎港コンテナターミナルからの搬出日、川崎港コンテナターミナルへの搬入日が書類上確認できるものがが必要です（搬出入票、ターミナルオペレーターが作成した搬出入等証明書類等）。

【3】トライアル事業の場合

上記【1】の①～③のいずれかの実績証明書類に加え、他港とのコスト比較のために次の経費がわかる資料（請求書、見積書、領収書等）が必要です。

①国内輸送に要する経費（ドレージ代等）

②海上輸送に要する経費（海上運賃等）

③荷役業務に要する経費（ターミナルハンドリングチャージ、バンニング・デバンニング費用等）

④輸出入の手続きに要する経費（通関費用等）

⑤その他新たな物流ルートの構築に必要な諸経費に関する資料

Q40 当初の事業計画と実績（結果）が乖離した場合は、また、当初の事業計画より実績が増加した場合又は減少した場合の手続きは。

A40 乖離が大きい場合には、その理由をお伺いします。

また、以下の場合には変更決定申請書の提出が必要です。

【増えた場合】

「補助金交付変更決定申請書（第6号様式）」に増加理由を記載の上、御提出いただきます。

【減った場合】

補助対象貨物の計画値が200FEU以上の場合で、実績値が2割以上減少するときは「補助金交付変更決定申請書（第6号様式）」に減少理由を記載の上、御提出いただきます。

提出いただいた変更決定申請書については、川崎港利用促進コンテナ貨物補助事業審査委員会の審査に付した上、事業内容の変更を承認した場合には、補助金交付変更の決定をします。

5 その他

Q41 万一、申請内容に不正があった場合はどうなるか。

A41 補助金の交付前であれば、交付決定を取り消します。交付後であれば、補助金の返還請求を行います。また、場合によっては法的措置等を検討します。

Q42 補助制度は来年度以降も実施するか。

A42 当補助制度は毎年見直しを行っており、来年度以降の実施は未定です。令和7年度の補助制度につきましては、令和7年4月中旬ごろに市ホームページでお知らせいたします。

Q43 補助実績について公表するのか。

A43 実績等を集計・分析し、その結果を公表等する場合があります。

◇補助制度の利用をご検討の際は、是非ご相談ください◇

(お問い合わせ先)

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階

TEL：044-200-3628

メール：58keiki@city.kawasaki.jp